

2026年度_十和田最終処分場_放流水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)	
採取日	—	4月3日												—
天候	—	晴												—
気温	℃	12.0												—
水温	℃	12.0												—
透視度	—	30以上												—
水素イオン濃度(pH値)	—	6.9(19℃)												5.8以上 8.6以下
電気伝導率	mS/m	100												—
生物学的酸素要求量	mg/L	1.4												60以下
化学的酸素要求量	mg/L	2.4												※4 90以下
浮遊物質量	mg/L	7												60以下
窒素含有量	mg/L	2.6												※5 120(日間平均60)以下
大腸菌数	CFU/ml	0												日間平均 800以下
カルシウム	mg/L	—												—
アルキル水銀化合物	mg/L	—												※1 検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	—												0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—												かつ 0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	—												鉛 0.1以下
有機燐化合物	mg/L	—												1以下
六価クロム化合物	mg/L	—												六価µM 0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	—												砒素 0.1以下
シアン化合物	mg/L	—												シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—												0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	—												0.2以下
四塩化炭素	mg/L	—												0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—												0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—												1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—												3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—												0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—												0.02以下
チウラム	mg/L	—												0.06以下
シマジン	mg/L	—												0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	—												0.2以下
ベンゼン	mg/L	—												0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	—												セレン 0.1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—												0.5以下
ほう素及びその化合物	mg/L	—												※3 ほう素 50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	—												※3 ふっ素 15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—												※2 200以下
アンモニア性窒素	mg/L	—												—
亜硝酸性窒素	mg/L	—												—
硝酸性窒素	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—												5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—												30以下
フェノール類含有量	mg/L	—												5以下
銅含有量	mg/L	—												3以下
亜鉛含有量	mg/L	—												2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—												10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—												10以下
クロム含有量	mg/L	—												2以下
燐含有量	mg/L	—												※5 16(日間平均8)以下

備考 参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第1下欄に掲げる基準。

- ※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※2 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の検査結果及び基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含量で示す。
- ※3 海域以外の公共用水域に排出する場合の基準値。
- ※4 「化学的酸素要求量」は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水については適用されない。
- ※5 「窒素含有量」及び「燐含有量」については、環境大臣が定める湖沼、海域等(これに流入する公共用水域を含む)に限って適用される。

2026年度_十和田最終処分場_流出水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)	
採取日	—	4月3日												—
天候	—	晴												—
気温	℃	12.0												—
水温	℃	10.7												—
透視度	度	9.0												—
水素イオン濃度(pH値)	—	7.1(18℃)												5.8以上 8.6以下
電気伝導率	mS/m	39												—
生物学的酸素要求量	mg/L	5.5												60以下
化学的酸素要求量	mg/L	17												※4 90以下
浮遊物質量	mg/L	7												60以下
窒素含有量	mg/L	5.2												※5 120(日間平均60)以下
大腸菌数	CFU/ml	1												日間平均 800以下
カドミウム	mg/L	—												—
アルキル水銀化合物	mg/L	—												※1 検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	—												0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—												カドミウム 0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	—												鉛 0.1以下
有機燐化合物	mg/L	—												1以下
六価クロム化合物	mg/L	—												六価クロム 0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	—												砒素 0.1以下
シアン化合物	mg/L	—												シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—												0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	—												0.2以下
四塩化炭素	mg/L	—												0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—												0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—												1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—												3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—												0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—												0.02以下
チウラム	mg/L	—												0.06以下
シマジン	mg/L	—												0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	—												0.2以下
ベンゼン	mg/L	—												0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	—												セレン 0.1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—												0.5以下
ほう素及びその化合物	mg/L	—												※3 ほう素 50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	—												※3 ふっ素 15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—												※2 200以下
アンモニア性窒素	mg/L	—												—
亜硝酸性窒素	mg/L	—												—
硝酸性窒素	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—												5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—												30以下
フェノール類含有量	mg/L	—												5以下
銅含有量	mg/L	—												3以下
亜鉛含有量	mg/L	—												2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—												10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—												10以下
クロム含有量	mg/L	—												2以下
燐含有量	mg/L	—												※5 16(日間平均8)以下

備考

参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第1下欄に掲げる基準。

- ※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※2 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の検査結果及び基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含量で示す。
- ※3 海域以外の公共用水域に排出する場合の基準値。
- ※4 「化学的酸素要求量」は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水については適用されない。
- ※5 「窒素含有量」及び「燐含有量」については、環境大臣が定める湖沼、海域等(これに流入する公共用水域を含む)に限って適用される。

2026年度_十和田最終処分場_上方地下水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)	
採取日	—	4月3日												—
天候	—	晴												—
気温	℃	12.0												—
水温	℃	11.9												—
透視度	度	—												—
電気伝導率	mS/m	24												—
塩化物イオン	mg/L	9												—
アルキル水銀	mg/L	—												※1 検出されないこと。
総水銀	mg/L	—												0.0005以下
カドミウム	mg/L	—												0.003以下
鉛	mg/L	—												0.01以下
六価クロム	mg/L	—												0.05以下
砒素	mg/L	—												0.01以下
全シアン	mg/L	—												※1 検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—												※1 検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/L	—												0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—												0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—												0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—												0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	—												0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—												0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—												1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—												0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—												0.002以下
チウラム	mg/L	—												0.006以下
シマジン	mg/L	—												0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—												0.02以下
ベンゼン	mg/L	—												0.01以下
セレン	mg/L	—												0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—												0.05以下
一般細菌	個/mL	—												(集落数 100以下)
大腸菌	—	—												(検出されないこと)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	—												(10以下)
フッ素及びその化合物	mg/L	—												(フッ素 0.8以下)
ホウ素及びその化合物	mg/L	—												(ホウ素 1.0以下)
亜鉛及びその化合物	mg/L	—												(亜鉛 1.0以下)
鉄及びその化合物	mg/L	—												(鉄 0.3以下)
銅及びその化合物	mg/L	—												(銅 1.0以下)
ナトリウム及びその化合物	mg/L	—												(ナトリウム 200以下)
マンガン及びその化合物	mg/L	—												(マンガ 0.05以下)
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	—												(300以下)
蒸発残留物	mg/L	—												(500以下)
陰イオン界面活性剤	mg/L	—												(0.2以下)
フェノール類	mg/L	—												(フェノール 0.005以下)
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	—												—
水素イオン濃度(pH値)	—	6.1(18℃)												(5.8以上 8.6以下)
臭気	—	—												(異常でないこと)
色度	度	—												(5以下)
濁度	度	—												(2以下)
有機燐化合物	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—												—

備考 参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第2下欄に掲げる基準。

注：()内の数値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)によるものであり、一般廃棄物最終処分場の地下水の基準値ではないが、参考として記載した。

※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2026年度_十和田最終処分場_下方地下水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)	
採取日	—	4月3日												—
天候	—	晴												—
気温	℃	12.0												—
水温	℃	11.6												—
透視度	度	—												—
電気伝導率	mS/m	12												—
塩化物イオン	mg/L	5												—
アルキル水銀	mg/L	—												※1 検出されないこと。
総水銀	mg/L	—												0.0005以下
カドミウム	mg/L	—												0.003以下
鉛	mg/L	—												0.01以下
六価クロム	mg/L	—												0.05以下
砒素	mg/L	—												0.01以下
全シアン	mg/L	—												※1 検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—												※1 検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/L	—												0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—												0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—												0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—												0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	—												0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—												0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—												1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—												0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—												0.002以下
チウラム	mg/L	—												0.006以下
シマジン	mg/L	—												0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—												0.02以下
ベンゼン	mg/L	—												0.01以下
セレン	mg/L	—												0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—												0.05以下
一般細菌	個/mL	—												(集落数 100以下)
大腸菌	—	—												(検出されないこと)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	—												(10以下)
フッ素及びその化合物	mg/L	—												(フッ素 0.8以下)
ホウ素及びその化合物	mg/L	—												(ホウ素 1.0以下)
亜鉛及びその化合物	mg/L	—												(亜鉛 1.0以下)
鉄及びその化合物	mg/L	—												(鉄 0.3以下)
銅及びその化合物	mg/L	—												(銅 1.0以下)
ナトリウム及びその化合物	mg/L	—												(ナトリウム 200以下)
マンガン及びその化合物	mg/L	—												(マンガ 0.05以下)
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	—												(300以下)
蒸発残留物	mg/L	—												(500以下)
陰イオン界面活性剤	mg/L	—												(0.2以下)
フェノール類	mg/L	—												(フェノール 0.005以下)
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	—												—
水素イオン濃度(pH値)	—	6.9(18℃)												(5.8以上 8.6以下)
臭気	—	—												(異常でないこと)
色度	度	—												(5以下)
濁度	度	—												(2以下)
有機燐化合物	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—												—

備考 参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第2下欄に掲げる基準。

注：()内の数値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)によるものであり、一般廃棄物最終処分場の地下水の基準値ではないが、参考として記載した。

※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2026年度_五戸第二最終処分場_放流水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)		
採取日	—	4月3日													—
天候	—	晴													—
気温	℃	10.0													—
水温	℃	12.5													—
透視度	—	30以上													—
水素イオン濃度(pH値)	—	7.6(18℃)													5.8以上 8.6以下
電気伝導率	mS/m	370													—
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.7													60以下
化学的酸素要求量	mg/L	7.8													※4 90以下
浮遊物質量	mg/L	3													60以下
窒素含有量	mg/L	14													※5 120(日間平均60)以下
大腸菌数	CFU/ml	0													日間平均 800以下
カルシウム	mg/L	880													—
アルキル水銀化合物	mg/L	—													※1 検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	—													0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—													カドミウム 0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	—													鉛 0.1以下
有機燐化合物	mg/L	—													1以下
六価クロム化合物	mg/L	—													六価クロム 0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	—													砒素 0.1以下
シアン化合物	mg/L	—													シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—													0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	—													0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—													0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	—													0.2以下
四塩化炭素	mg/L	—													0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—													0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—													1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—													0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—													3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—													0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—													0.02以下
チウラム	mg/L	—													0.06以下
シマジン	mg/L	—													0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	—													0.2以下
ベンゼン	mg/L	—													0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	—													セレン 0.1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—													0.5以下
ほう素及びその化合物	mg/L	—													※3 ほう素 50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	—													※3 ふっ素 15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—													※2 200以下
アンモニア性窒素	mg/L	—													—
亜硝酸性窒素	mg/L	—													—
硝酸性窒素	mg/L	—													—
ノルマルキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—													5以下
ノルマルキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—													30以下
フェノール類含有量	mg/L	—													5以下
銅含有量	mg/L	—													3以下
亜鉛含有量	mg/L	—													2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—													10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—													10以下
クロム含有量	mg/L	—													2以下
燐含有量	mg/L	—													※5 16(日間平均8)以下

備考 参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第1下欄に掲げる基準。

- ※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※2 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の検査結果及び基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含量で示す。
- ※3 海域以外の公共用水域に排出する場合の基準値。
- ※4 「化学的酸素要求量」は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水については適用されない。
- ※5 「窒素含有量」及び「燐含有量」については、環境大臣が定める湖沼、海域等(これに流入する公共用水域を含む)に限って適用される。

2026年度_五戸第二最終処分場_上方地下水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)	
採取日	—	4月3日												
天候	—	晴												—
気温	℃	10.0												—
水温	℃	9.5												—
透視度	度	—												—
電気伝導率	mS/m	10												—
塩化物イオン	mg/L	7												—
アルキル水銀	mg/L	—												※1 検出されないこと。
総水銀	mg/L	—												0.0005以下
カドミウム	mg/L	—												0.003以下
鉛	mg/L	—												0.01以下
六価クロム	mg/L	—												0.05以下
砒素	mg/L	—												0.01以下
全シアン	mg/L	—												※1 検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—												※1 検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/L	—												0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—												0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—												0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—												0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	—												0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—												0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—												0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—												1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—												0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—												0.002以下
チウラム	mg/L	—												0.006以下
シマジン	mg/L	—												0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—												0.02以下
ベンゼン	mg/L	—												0.01以下
セレン	mg/L	—												0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—												0.05以下
一般細菌	個/mL	—												(集落数 100以下)
大腸菌	—	—												(検出されないこと)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	—												(10以下)
フッ素及びその化合物	mg/L	—												(フッ素 0.8以下)
ホウ素及びその化合物	mg/L	—												(ホウ素 1.0以下)
亜鉛及びその化合物	mg/L	—												(亜鉛 1.0以下)
鉄及びその化合物	mg/L	—												(鉄 0.3以下)
銅及びその化合物	mg/L	—												(銅 1.0以下)
ナトリウム及びその化合物	mg/L	—												(ナトリウム 200以下)
マンガン及びその化合物	mg/L	—												(マンガンを 0.05以下)
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	—												(300以下)
蒸発残留物	mg/L	—												(500以下)
陰イオン界面活性剤	mg/L	—												(0.2以下)
フェノール類	mg/L	—												(フェノール 0.005以下)
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	—												—
水素イオン濃度(pH値)	—	7.6(18℃)												(5.8以上 8.6以下)
臭気	—	—												(異常でないこと)
色度	度	—												(5以下)
濁度	度	—												(2以下)
有機燐化合物	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—												—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—												—

備考 参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第2下欄に掲げる基準。

注：()内の数値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)によるものであり、一般廃棄物最終処分場の地下水の基準値ではないが、参考として記載した。

※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2026年度_五戸第二最終処分場_下方地下水

項目	単位	分析結果											参考基準(維持管理基準)		
		—	4月3日												
採取日	—	4月3日													—
天候	—	晴													—
気温	℃	10.0													—
水温	℃	12.2													—
透視度	度	—													—
電気伝導率	mS/m	160													—
塩化物イオン	mg/L	480													—
アルキル水銀	mg/L	—													※1 検出されないこと。
総水銀	mg/L	—													0.0005以下
カドミウム	mg/L	—													0.003以下
鉛	mg/L	—													0.01以下
六価クロム	mg/L	—													0.05以下
砒素	mg/L	—													0.01以下
全シアン	mg/L	—													※1 検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—													※1 検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/L	—													0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—													0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	—													0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—													0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	—													0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—													0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—													0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—													0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—													1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—													0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—													0.002以下
チウラム	mg/L	—													0.006以下
シマジン	mg/L	—													0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—													0.02以下
ベンゼン	mg/L	—													0.01以下
セレン	mg/L	—													0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—													0.05以下
一般細菌	個/mL	—													(集落数 100以下)
大腸菌	—	—													(検出されないこと)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	—													(10以下)
フッ素及びその化合物	mg/L	—													(フッ素 0.8以下)
ホウ素及びその化合物	mg/L	—													(ホウ素 1.0以下)
亜鉛及びその化合物	mg/L	—													(亜鉛 1.0以下)
鉄及びその化合物	mg/L	—													(鉄 0.3以下)
銅及びその化合物	mg/L	—													(銅 1.0以下)
ナトリウム及びその化合物	mg/L	—													(ナリウム 200以下)
マンガン及びその化合物	mg/L	—													(マンガ 0.05以下)
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/L	—													(300以下)
蒸発残留物	mg/L	—													(500以下)
陰イオン界面活性剤	mg/L	—													(0.2以下)
フェノール類	mg/L	—													(フェノール 0.005以下)
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	—													—
水素イオン濃度(pH値)	—	7.9(19℃)													(5.8以上 8.6以下)
臭気	—	—													(異常でないこと)
色度	度	—													(5以下)
濁度	度	—													(2以下)
有機燐化合物	mg/L	—													—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—													—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—													—

備考 参考基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第2下欄に掲げる基準。

注：()内の数値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)によるものであり、一般廃棄物最終処分場の地下水の基準値ではないが、参考として記載した。

※1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。